No. 105　40. 7. 15

市報 とおかまち

（昭和32年6月5日第3種郵便物認可）　定価一部 5円　発行 毎月 15日　発行所 十日町市役所

今月の納税

固定資産税	（2期）
軽自動車税	（月割）

市のようす

面積	211.44km²
男	24,133
女	26,166
計	50,299
世帯数	10,066

増える国民健康保険料

医療費の上昇で保険料が増額

増額分の賦課は八月から

医療費の上昇につれてどこの市町村でも年々保険料が上っており、全国的な傾向とはいえ大きな問題となっております。そこで今回は国保保険料の増額について十日町市の場合を例にとり、みなさんかよく知っていただき、八月以降に各世帯に賦課される増額分を含めた額に対してご理解とご協力をお願いいたします。

保険料の増えたわけ

国民皆保険制度により安心してお医者さんにかかれるようになり受診率がのびた。

2. 保険医療の改善でより良い医療が行なわれるようになった。

3. 医療費の値上げが行なわれた

4. 四十一年の一月からは家族にも七割給付を実施する予定でこの額も増額の保険料に入っていません。

国保加入一人当り医療費は三十五年の三倍に

三十五年	二、二二三円
三十九年	五、二一一円
四十年（見込）	六、五九〇円

市で支払う医療費のうちわけは

医療費の上昇に伴い国からの補助金も大巾に増えてきていますが、昭和三十九年度の所得別内訳をみますと国庫負担六十四%、保険料三十六%です。このほかに市の一般会計からの繰入りが本年度は昨年度の約倍額の六〇〇万円で診療所を保健衛生動費へ向けられています。

保険料の減額は

低所得者に対してはつぎのように減額します。

1. 総所得金額九万円以下の世帯は世帯平等割と被保険者均等割をそれぞれ四割減額となります。

2. 九万円に家族一人増すごとに二万五千円を加えそれ以下の所得の世帯は世帯平均割と被保険者均等割をそれぞれ四割減額となります。

（例）

世帯主のほかに家族二人、計三人の世帯では所得十四万円以下だと減額の対象になります。

二〇市の本年度の保険料（この表は減額見込額を控除後の額）

県内の本年度保険料

市名	一人当り保険料	市名	一人当り保険料
浦和市	1,955円	見附市	2,664円
熊谷市	2,170	村上市	1,849
川越市	2,979	新潟市	2,348
川口市	1,992	直江津市	3,254
行田市	2,170	長岡市	1,315
秩父市	2,162	柏崎市	2,664
所沢市	2,385	新発田市	2,014
飯能市	1,960	三条市	1,989
加須市	2,219	小千谷市	1,507
十日町市	1,661	村上市	1,882

改善された国民年金

年金額を引上げ、精神薄弱障害年金の対象に

第四十八回通常国会で国民年金法の一部改正がつぎのとおり行なわれましたが、今回の改正では福祉年金の額が引上げられるとともに支給制限を緩和するほか障害年金等の対象となる障害の範囲に精神薄弱を入れ支給範囲が拡大されたことが特に注目されています。

一、年金額の引上げ

(1) 老令福祉年金の額一二、二〇〇円（月額一、一〇〇円）を一五、六〇〇円（月額一、三〇〇円）に引き上げる。

(2) 障害福祉年金の額二一、六〇〇円（月額一、八〇〇円）を二四、〇〇〇円（月額二、〇〇〇円）に引き上げる。

(3) 母子福祉年金及び準母子福祉年金の額一五、六〇〇円（月額一、三〇〇円）を一八、〇〇〇円（月額一、五〇〇円）に引き上げる。

二障害年金等の支給範囲の拡大

(1) 障害年金及び障害福祉年金の支給対象となる障害の範囲に精神薄弱を加える。

(2) 母子年金、母子福祉年金の対象となる子について障害のため所定年令をこえてもなお対象となる場合の障害の範囲を通常年金の場合と同様に拡大する。

準母子年金、準母子福祉年金および遺児年金についても同様とする。

三、福祉年金の支給制限の緩和

(1) 受給権者本人の所得による支給制限の限度額を二十万円から「二十二万円」に引き上げるとともに受給権者が子等を扶養する場合において二十二万円に加算する額を現行の三万円から「四万円」に引き上げる。

(2) 受給権者の生計を維持する扶養義務者の所得による支給制限の限度額をその扶養親族数に応じて緩和し、扶養親族が五人である場合の限度額は収入金額六五四、〇〇〇円から収入金額七一六、〇〇〇円に引き上げる。

(3) 戦争公務により死亡し、または廃疾となったことに基ずく公的年金（遺族年金、公務扶助料等）受給者に対する福祉年金との併給限度額を八〇、〇〇〇円から一、〇二、五〇〇円に引き上げる。

施行期日

一の年金額の引き上げについては九月一日から

二の障害年金等の支給範囲の拡大等については八月一日から

三の福祉年金の支給制限については五月一日から、ただし(3)の併給制限の緩和は十月一日から施行されます。

救急車はこういうときに出動します

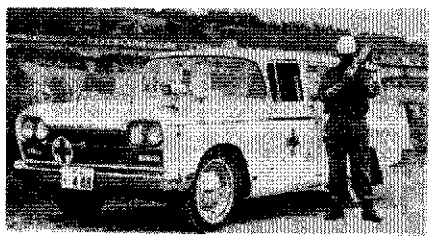

このほど新しい救急車が市消防署に配置され日夜救急活動に使われていますが、この救急車を要請する場合につぎのとおり応急救護を必要とし、病院などへ送りとどけなければならない時に使われますので、これからの出動要請にはこれによってされるようお願いします。

1. 水、火災、地震、その他災害により病い疾病を受けた者

2. 交通事故により傷を受けた者

3. 公衆の出入する場所、著しくは多数の者の勤務する場所において倒や疾病を受けた者

4. 前各項の外救護を必要とするもので消防長が必要と認めた者。

投票率七八・一三%

参院選は20市の上位

参院選の県下の投票率は前回（三十七年七月）の七〇・三八%を三・一四%上回る七三・五二%でしたが、十日町市では県平均はるかに上回る七八・一三%と前回の七五・六三%を二・五%も上回る好成績でした。

なお十日町市の投票率は県下二十市のうちでは上位にランクされております。

▽当日有権者二〇、七三五（男一四、二二八、女一六、五〇七）

▽投票数二四、〇一二（男一一、四七五、女一二、五三八）

▽有効投票数　地方区二一、五二一　全国区二二、一〇六

▽無効投票数　地方区二、四八一　全国区一、九〇五

▽投票率　七八・一三%（男八〇・六五、女七五・九六%）

優良投票区十一カ所を表彰

市選管では参院選の優良投票区を去る十二日の選挙管理委員会でつぎのとおり決め、近く記念品と表彰状をおくることになりました。

第二投票区（体育館二階）七四・一〇%

第四　〃（信濃作業所）八九・四七%

第十　〃（新座小）七九・六一%

第十一　〃（大井田小）八一・六四%

第十八　〃（川治公民館）七八・〇三%

第二十　〃（富山公民館）七八・七七%

第二十三　〃（稲子平派出所）九七・六七%

第三十二　〃（名ケ山小）八八・四九%

第三十三　〃（下条公民館）七八・〇〇%

第二十四　〃（上新田青年クラブ）八二・八〇%

第三十五　〃（広大寺）八九・五一%

市議会だより

第二回定例市議会は去月十六日開かれ一般質問ののち仮称十日町公園造成に関する請願について総務委員長からまた、下山部落地内市道拡張並びに改修について建設委員長報告があり、昭和四十年度一般会計補正予算など九議案の審議を行なって十八日閉会しました。

議案処理

◎出張所設置条例の一部改正は中条出張所の廃止を決めました。

◎市立保育所条例の一部改正は収容定員二才未満児十名を二十二名に、二才以上児八十名を九十八名に決めました。

◎水保条例の一部改正は総務厚生委員会に付託

◎任期満了の公平委員出木章平さんを引き続き選任しました

◎中条小学校増築工事（第二期工事）は富士建と請負契約を結びました。

◎昭和四十年度、被会計補正予算三、九〇二千円を決めました。

◎市民プール条例制定は総務厚生委員会に付託。

◎公益質屋条例については文教委員会に付託。

請願、陳情

◎仮称十日町公園造成について

◎請願は継続審議

◎下山部落地内市道拡張並びに改修——採択

十日町駅舎工事始まる

十三日から仮駅舎で営業と同時に新駅舎の着工が行われていますが、工事期間中はケガのないよう乗客の皆さま方の充分なご注意をご願いします。

教習生の路上運転実施

十日町自動車学校

十日町自動車学校では去る十三日から自動車教習生の路上運転を実施していますが、運転コースはつぎのとおりです。

自動車学校から北新田、川治、土市、馬場まで往路として馬場から折返し川治、八箇入口、北新田を通って学校までの間。

文化ひろば

社会教育大会のお知らせ

第十二回郡市社会教育大会が次のとおり行なわれます。

おおぜいの方が参加してくださいますよう、お願いいたします。

●とき　七月二十五日（日曜）

●ところ　津南町下船渡中学校

●講師　東京教育大学教授　唐沢富太郎先生「世界の教育と今日の日本の教育」

●大会の主題

自主的な学習や話合いをありたてよう。

午前十時集会、講演

午後分科会、三時半閉会

（社会教育課）

郷土墓参会員を募集

東京中央会ではことしも貸切バスによる郷土墓参会をつぎのとおり行ないます。

東京中央会　東京墓地区（墓番三〜一四五三）

墓番（九八二）四四〇八

八月五日までに申し込み

人員　三〇〇名

出発　八月十二日　午後十一時

会費　片道千円

集合　山手線駒込駅前

作・稲　穂肥は稲の姿みて　適期に！適量を！

春の異常気象で心配された今年の稲作も、植付後の好天で今のところ生育も順調に進み、このまゝ大きな災害がなければかなりよい作柄が期待できそうです。しかしこれからの管理が極めて重要で、収量に大きく影響します。

◎穂肥を施すと有効分げつ、即ち穂数が増加して収量が増加しますが施す時期を誤ったり、施肥量が多すぎると倒伏の原因となったり、穂首いもち病の原因となるので十分注意する。

◎穂肥をやる時期は出穂前二十五日頃の幼穂形成始期です。葉を抜きとって茎をカミソリの刃で割ってみると幼穂が一・五粍長びき、八月の天気も変動が大きく、低温になる恐れがあるとや報されています。

◎今年の稲は平場では若干田植が遅れたがその後の好天で大体平年並の出穂見込み、山地では田植の遅れた地帯は出穂がおくれるので稲の姿をみてきめる。

◎施肥量は確安なら四kg～八kg程度に約半量の塩化加里を混ぜて施します。

八月は低温の恐れ

昭和二十八年の凶作に見られるように、十日町では米が不作になる原因は殆んど穂いもちの大発生によるものである。

今年の葉いもちの発生は遅れて前合少ない。しかし、被害が穂いもち病に伸びています。この頃が穂肥の適期です。

稲いもちに個人防除でも効果が少いので共同で集団防除することが一番大切です。

◎防除の要点

一、防除適期

(1)穂首いもち……出穂直前

(2)穂枝梗いもち……穂揃期

二、防除薬剤

クミスイ粉剤、ブラエスM粉剤、四～五kg（反当り）

三、管理

早期落水をさげる。（出穂後三十日）、穂肥を控目にする

必ず三回防除する。

農業の改善

灌漑にスプリンクラー

山地帯の高度利用を図るため散水かんがいの水稲栽培試験面が吉田小最地内に設けられ山間地農業の改善に大きな役割を果すものとして注目されています。

このかんがいにはエンジンを使って圧力水を噴霧させて行なうスプリンクラーによって行なわれ、少いかんがい水で大面積の栽培が可能である。一方、山間傾斜地でも操作上極めて効果的であるというものです。またトラクターによる耕起や、播種機による直播と作業が簡単です。尚試験圃の規模及び使用器材は次のとおり

所在　○・五㌶

品種　豊年早生

栽培　豊年早生

使用器材　ジーゼルエンジン（EP8）ポンプ、アルミ送水管付スプリンクラー

元基

収穫目標　十アール当り四〇〇〇kg

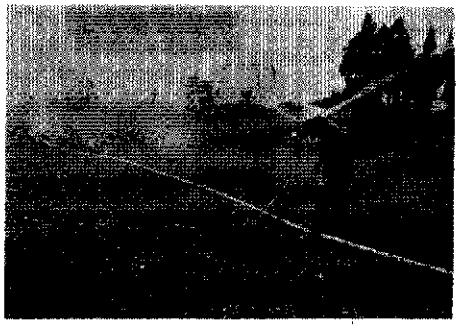

こととしも四百町歩を空中散布

——八月二、三、四日——

十日町市農薬空中散布協議会では今年もヘリコプターによる農薬空中散布を行ないます。期日は八月二、三、四の三日間でいずれも午前四時から午後九時まで晴天順延でたなわれますが、使われる農薬はフミBという殺菌剤で、反当り二kg殺散布します。散布区域は十日町、中条、川治、下島地帯のほかことしは中条のうち五町新田、上堀、八幡、太子堂地域も含めて全部で約四百町歩にわたって散布されます。

ことしのヘリコプターは昨年より小型で明日ヘリK・KのGII型が飛びますが、一回に一二〇kgを五分間で約六町歩散布する能力を持っております。

なおヘリコプターは三～十五メートルの低空を飛びますので、見学者はあまりそばへ近よらないようご協力下さい。

吉田地区で結核健康診断

今回吉田地区でつぎのとおりツベリクリン注射、BCG接種胸部レントゲン撮影を行ないますのでもれなく検診を受けて下さい。

◎ツベリクリン注射

カッコ内は場所、太文字は判定

BCG関係撮影日

七月二十六日

午後＝磯部、田谷、吉田小生徒（吉田小）**二十八日**

七月二十七日

午後＝小泉、増沢、吉田中生徒（吉田中）**二十九日**

七月二十八日

午後＝名ケ山、中平、名ケ山小生徒（名ケ山小）

鉢、中手、真田小生徒（吉田小）**三十日**

八月二日

午後＝高島、鐙島小生徒（鐙島小）**四日**

八月三日

午後＝南鈴坂、北鈴坂、下鈴（巡礼堂）　同上鈴（上之山公民館）**五日**

ぞくぞくプール誕生

市民プール

市内下島地内に建設中で八月からは使用できるよういま急ピッチで工事が進められています。このプールは長さ五十㍍、巾十九㍍のもので陸上競技場や管理棟などの附帯設備もつくられ七月いっぱいまでには完成します。工費は一、二〇〇万円。

下条小、中学校プール

長さ二十五㍍、巾十三㍍六コースのプールで去る五月から二七五万円で着工、近く完成します。工事費約三〇〇万円。

十日町中学校プール

長さ五十㍍、巾十九㍍ですでに完成、去る十一日プール開きをしましたが、夜間照明設備もあるという立派なもの。

中条小学校の二期工事始まる

中条小学校の第二期増築工事がこのほどにじまりました。同校は第一期工事を完了しましたが、この二期工事でも鉄筋コンクリート三階建で延約一、二五八㎡二、三階は普通教室五、三室の一部に図書室などが作られます。総工費二、七〇〇万円

戦没遺族の特別弔慰金制度ができました

支給申請は八月一日から

これは現在遺族年金、公務扶助料をもらっていないで昭和二十七年度分一日から昭和二年三月三十一日までの間に死亡者でもらっていた者という条件でつぎの遺族に支給されます。

この制度は四十年度分一日から施行されます。また支給方法と支払額は三万円の公債（ただし無利子）で毎年一回ずつ十年以内に償還が完了されます。最初の支払期日は昭和五十年六月十五日となっています。尚申請は八月一日から市社会福祉事務所で受付けます。

(1)遺族援護法により弔慰金（五万円又は三万円の証書）が支給されたもので妻、子、父母、祖父母、兄弟、姉妹など三親等内までの血縁になります。但し妻については夫の戦没後昭和四十年四月一日以前に遺族以外の者と再婚した場合はその妻は以外に子、父母、孫、祖父母、兄弟、姉妹の遺もがいなかった場合及び戦没者と同じ氏を称した妻が、その氏のままで法律婚した場合は支給されます。父これ以外で戦没者の子があればその子に

(2)遺族援護法により弔慰金（五万円又は三万円の証書）が支給されたもので妻、子、父母、祖父母、兄弟、姉妹など三親等内までの血縁になります。但し妻については夫の戦没後昭和四十年四月一日以前に遺族以外の者と再婚した場合はその妻は以外に子、父母、孫、祖父母、兄弟、姉妹の遺もがいなかった場合及び戦没者と同じ氏を称した妻が、その氏のままで法律婚した場合は支給されます。父これ以外で戦没者の子があればその子に

(3)傷病恩給法により傷病年金、傷病手当金、増加恩給、傷病恩給、公務扶助料、増加恩給、公死扶助料

昭和三十七年仮定傷給を撤廃し、四十年軍人仮定傷給を基礎として算出されることになりました。

二、増加恩給、傷病年金、傷病手当金

(1)増加恩給に併給される普通恩給は公務扶助料の場合に準じて算出した額に改正。

(2)傷病恩給が廃止されましたなお戦後外地にあって抑留された者に対する加算は海外地や戦禁によって加算年が違いますので、詳しいことは市社会福祉事務所にご相談問い合わせ下さい。

未処遇戦没者の実態予備調査

該当者は二十五日まで申出を

日本遺族会が中心となって、戦没者があるにもかゝわらず何らの法による恩恵を受けていない遺族の実態調査が行なわれますが、その予備調査として市社会福祉事務所では管内の者をとめますので該当者があったら申し出て下さい。これは今後処遇されるよう法の整備と改正を要求してゆくうえの大きな資料となりますから協力下さい

公民館だより

図書室案内

公民館には一図書室一がございます。この図書室について、また御存知ない方がおられるようですので、今回は図書室案内をいたします。

公民館図書室は、公民館の一室にあり、社会教育に必要な学習施設の一つです。「図書館」のように独立したものではありませんので、熱心に勉強される方には少しものたりない面があるかと思います。けれども、どなたでも気がるに利用できる、という良さがあるのではないかと思います。

ところで、図書室は、毎年五、六〇万円くらいの予算で約一、五〇〇冊くらいの本を購入しております。これを市内8公民館で配分しますので一館二〇〇冊くらいにしかなりませんが、でも全館で約一七、〇〇〇冊の本がありますから、本は、みなさんの希望などを入れて毎月購入しております。

公民館図書室は現在のところ市内唯一の図書センターです。だからもっともっとたくさんの人から活用していただきたいものです。どうぞお気がるに御利用下さい。みなさんの声をできるだけとり入れていきたいと思っております。

■図書室のある場所

十日町市公民館

中条地区公民館

飛渡地区公民館

六箇地区公民館

川治地区公民館

吉田地区公民館

下条地区公民館

水沢地区公民館

■図書貸出し規定

◎貸出し時間は平日午前八時三十分より午後五時三十分土曜日のみ午後九時三十分まで。

◎日曜、祭日、その他の休日はお休み。

◎貸出しは一回二冊で一日間。雑誌は三日間です。

◎時間内の室内閲覧、学習等合時間のひまつぶしなども自由です。

◎初めての方は窓口に御相談下さい。かんたんに借りることができます。

◎貸出し料などいっさいいただきません。

読書の必要性、意味はいまさら申し上げるまでもありませんが、もう一度先人の言葉に耳をかたむけてみましょう。

■

新聞を読まなくなってから私は心がのびのびし、ほんとに快い気もちです。人びとは他の人のすることばかりに気にしていて自分の手しかの義務を忘れがちです。〈ゲーテ〉

■

精神にとっての読書は肉体にとっての体操である。〈リチャード・スティール〉

■

ひとり灯のもとに文をひろげて見ぬ世の人を友とするこそよけなうなぐさめ〉（吉田兼好）

■

新しい本が出版されたら、古い本をお読なさい。〈サミエル・ロ・ジャース〉

■

反対したり論難したりするために読書するな。といって信じたり、そのまま受け入れたり、話や議論の種にするために読書するな。たゞ思い考えるために読書せよ。〈ベーコン〉